

静岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第39号

静岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別規制地域)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高速自動車国道第一東海自動車道及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（建設中のものを含む。）、道路（高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線を除く。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の知事が指定する区間</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 河川、湖沼、海岸又はこれらから<u>200メートル以内</u>の地域のうち、知事が指定する区域</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(<u>広告整備地区</u>)</p> <p>第6条の2 知事は、特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、<u>広告整備地区</u>（以下「<u>整備地区</u>」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、区域、<u>整備地区</u>における広告物の表示又は掲出物件の設置に</p>	<p>(特別規制地域)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高速自動車国道第一東海自動車道及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（建設中のものを含む。）、<u>伊豆縦貫自動車道天城北道路</u>（建設中のものを含む。）、道路（高速自動車国道第一東海自動車道、<u>高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線及び伊豆縦貫自動車道天城北道路</u>を除く。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の知事が指定する区間</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 河川、湖沼、海岸又はこれらから<u>500メートル以内</u>の地域のうち、知事が指定する区域</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(<u>広告景観保全地区</u>)</p> <p>第6条の2 知事は、特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、<u>広告景観保全地区</u>（以下「<u>保全地区</u>」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、区域、<u>保全地区</u>における広告物の表示又は掲出物件の設置に</p>

関する基準（以下「整備基準」という。）その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

- 3 整備基準には、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該整備地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第2項第1号若しくは第3項第1号又は第10条の規則で定める基準（前条第4項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。）の特例を定めることができる。
- 4 前項の場合において、第5条又は前条第4項（電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。）若しくは第5項の規定の適用に当たっては、整備基準をもって許可の基準とし、同条第2項第1号又は第3項第1号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「整備基準」と読み替えるものとする。
- 5 整備地区においては、整備基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。
- 6 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、整備基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第3条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第5条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

7 （略）
（経過措置）

関する基準（以下「保全基準」という。）その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

- 3 保全基準には、保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該保全地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第2項第1号若しくは第3項第1号又は第10条の規則で定める基準（前条第4項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。）の特例を定めることができる。
- 4 前項の場合において、第5条又は前条第4項（電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。）若しくは第5項の規定の適用に当たっては、保全基準をもって許可の基準とし、同条第2項第1号又は第3項第1号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「保全基準」と読み替えるものとする。
- 5 保全地区においては、保全基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。
- 6 保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、保全基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第3条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する保全地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては第5条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

7 （略）
（経過措置）

第7条 (略)

2～4 (略)

5 一の地域又は場所が整備地区となつた際現にその地区内において第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が整備地区となつた日(以下この項において「基準日」という。)から起算して1年間(表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあつては30日間、表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が同項各号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件であつて基準日における当該許可の残存期間が1年を超える場合にあつては当該許可の期間)は、前条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例により、引き続き表示し、又は設置することができる。

6 一の地域又は場所が整備地区となつた際現にその地区内において適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件(第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件を除く。)については、当該地域又は場所が整備地区となつた日から起算して1年間(表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあつては、30日間)は、前条第5項の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

第7条 (略)

2～4 (略)

5 一の地域又は場所が保全地区となつた際現にその地区内において第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が保全地区となつた日(以下この項において「基準日」という。)から起算して1年間(表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあつては30日間、表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が同項各号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件であつて基準日における当該許可の残存期間が1年を超える場合にあつては当該許可の期間)は、前条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例により、引き続き表示し、又は設置することができる。

6 一の地域又は場所が保全地区となつた際現にその地区内において適法に表示し、又は設置している広告物又は掲出物件(第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示し、又は設置している広告物又は掲出物件を除く。)については、当該地域又は場所が保全地区となつた日から起算して1年間(表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあつては、30日間)は、前条第5項の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。